

答 申 第 3 3 9 号  
平成 2 3 年 3 月 2 5 日

千葉県代表監査委員 袴田 哲也 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 2 年 2 月 1 日付け監査調第 8 6 8 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 4 2 6 号

平成 2 1 年 1 1 月 4 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 1 年 1 0 月 7 日付け監査調第 4 0 1 号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県監査委員（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成21年10月7日付け監査調第401号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 監査委員事務引継書は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）により作成が義務付けられている極めて重要なもので、通常、何らかの起案書等調製過程文書は作成されていると考えられる。したがって現在の監査委員が引き受けた事務引継書の調製過程の分かる行政文書は存在するはずである。
- (2) 現在の監査委員が引き受けた事務引継書の調製過程の分かる行政文書がなぜ作成されなかったのかの説明がないことは、理由付記義務懈怠の瑕疵があったといえる。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る行政文書開示請求及び本件決定について

- (1) 異議申立人は、実施機関に対し、平成21年9月7日付けで、「現在の監査委員が引き受けた事務引継書①調製過程の分かるもの」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）と、併せて「②原本」の行政文書開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書を保有していないため（請求に係る行政文書を作成したことがないため）、本件決定を行った。

なお、「②原本」については、対象文書を特定し、本件決定と同日付けで行政文書部分開示決定を行った。

2 本件決定を行った理由について

- (1) 実施機関は、本件請求に係る対象文書は、本件請求時の監査委員が就任する際に受領した事務引継書に係る決裁文書であると判断した。
- (2) 監査委員は、自治法第195条の規定により置かれる執行機関であり、他の行政委員会の委員とは異なり、独任制の機関であって、委員それぞれが独立して職務を行うものである。
- (3) 監査委員の事務引継書は、監査委員事務局職員（以下「事務局職員」という。）が通常の業務を遂行する上で、随時作成していた調整課及び監査課の各室の

様々な資料の中から、各監査委員が必要と認めたものを抽出して作成されたものであるから、その内容について、事務局職員が起案をし、決裁を受けなければならないものではない。よって、対象文書は存在しないから、実施機関は対象文書を保有していない。

### 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、監査委員事務引継書は自治法により作成が義務付けられている極めて重要なもので、通常、何らかの起案書等調製過程文書は作成されていると考えられ、本件請求に係る行政文書は存在するはずであること、及び、本件請求に係る行政文書がなぜ作成されなかったのかの説明がないことは、理由付記義務懈怠の瑕疵があったといえることを理由に、本件処分の取消しを求めている。

しかし、上記2 (3)で述べたとおり、実施機関は対象文書を保有しておらず、また、「理由付記義務懈怠の瑕疵」があるとする異議申立人の主張については、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）上、開示請求に係る行政文書が作成されなかった理由を付記しなければならないとする規定がないことから、独自の所論に過ぎないものであり、したがって異議申立人の主張は失当である。

## 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に審査した結果、以下のように判断する。

### 1 本件異議申立てについて

本件請求及び本件決定については、前述の実施機関の説明要旨1のとおりである。

これに対し異議申立人は、平成21年11月4日付けで本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

### 2 本件請求に係る行政文書の不存在について

異議申立人は、監査委員事務引継書は、自治法により作成が義務付けられている極めて重要なもので、通常、何らかの起案書等調製過程文書は作成されていると考えられ、本件請求に係る行政文書は存在するはずである旨主張するが、これに対し、実施機関は、本件請求に係る行政文書を保有していないと説明するので、以下検討する。

#### (1) 監査委員の職務について

監査委員は、自治法の規定により地方公共団体に設置が義務付けられているもので、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査することとされており、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならないとされている。

また、監査委員は、独任制の機関であって、委員それぞれが独立して職務を行うものであるとされている。

#### (2) 監査委員の事務引継書の作成について

ア 監査委員の事務引継ぎは、自治法第201条において準用する自治法第159条並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第141条において準用する自治令第123条及び第124条の規

定により、前任者はその担任する事務を後任者に引き継がなければならないとされている。書類等を調製しなければならないとされている。

イ 実施機関の説明によれば、監査委員の事務引継書は、事務局職員が通常業務の中で随時作成していた様々な資料の中から監査委員が必要に応じて抽出し、監査委員の判断により作成されており、作成に当たっては、その内容について、事務局職員が起案をし、決裁を受けなければならないものではないから、対象文書は作成しておらず、実施機関は対象文書を保有していないということである。

ウ また、異議申立人は、本件請求時に、「①調製過程の分かるもの」として、決裁文書のほか、決裁を受けていない場合、メールで処理していればやりとりしたメールを、また、作成要領がある場合はそれも対象としてほしい旨の説明をしているが、実施機関は、それらも含めて対象となる行政文書を保有していないということから、不開示の決定を行ったということである。

エ 監査委員の事務引継書は、上記イのとおり作成されていることを考慮すると、事務引継書の作成に当たり、その内容について、事務局職員が起案をし、決裁を受けなければならないものではないから、対象文書を作成しておらず保有していないとの実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。

オ 以上のことから、本件請求時の監査委員が引き受けた事務引継書の調製過程の分かる行政文書については、作成されておらず、実施機関は保有していないと認められる。

### 3 理由の付記について

実施機関は、本件決定の不開示の理由について、「開示請求に係る行政文書を保有していないため。（請求に係る行政文書を作成したことがないため。）」との理由を付記しているが、異議申立人は、本件請求に係る行政文書がなぜ作成されなかったのかの説明がないことは、理由付記義務懈怠の瑕疵があった旨主張するので、以下検討する。

#### (1) 条例第12条第3項について

条例第12条第3項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、その理由を前各項に規定する書面に記載しなければならない。」としており、条例第12条第1項及び第2項の規定により、条例第5条の規定による開示の請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に通知する書面に、不開示の理由を記載することを義務付けている。

また、条例第12条第3項は、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第8条で定める理由の提示と同趣旨であり、理由の提示が、決定について、実施機関の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、決定の理由を開示請求者に知らせて不服申立ての便宜を図るという趣旨に照らすと、理由付記の程度は、書面に記載された内容から、いかなる根拠により開示しないこととする理由を了知し得るものであることが必要であると解される。

#### (2) 本件決定に係る理由の付記について

本件決定においては、不開示の理由について、「開示請求に係る行政文書を保有していないため。（請求に係る行政文書を作成したことがないため。）」と

の記載がされており、開示請求に係る行政文書を保有していないことの要因について、一般に理解できる程度に記載されていると考えられる。

したがって、本件決定は、条例第12条第3項の定める理由付記の要件を満たしており、取り消さなければならない瑕疵はないと認められる。

#### 4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

#### 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
22. 2. 1	諮問書の受理
22. 3. 31	実施機関の理由説明書の受理
22. 12. 24	審議 実施機関から不開示理由の聴取
23. 2. 3	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
湊 弘 美	弁護士	
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成23年2月3日現在)